

佐賀県告示第419号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項の規定により、桜岡鳥獣保護区の存続期間を更新するので、鳥獣保護区の設定（昭和53年佐賀県告示第741号）の一部を次のように改正し、平成30年11月1日から施行する。

平成30年10月31日

佐賀県知事 山 口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>1 略</p> <p>2 区域 小城町都市公園条例（平成17年小城市条例第159号）により設置された小城公園の区域と同公園に隣接する宗教法人岡山神社の区域を合わせた区域</p> <p>3 存続期間 平成21年2月20日から平成30年10月31日まで</p> <p>4 保護に関する指針 (1)・(2) 略 (3) 鳥獣保護区の管理方針 区域界の主な場所に鳥獣保護区の標識を設置し、鳥獣保護区であることの周知を図り、県担当職員や鳥獣保護員が、随時鳥獣保護区内を巡視する等して鳥獣保護区の管理にあたる。 また、野生鳥獣による農林作物等被害が発生した場合には、有害鳥獣捕獲制度及び特定鳥獣保護管理計画に基づく捕獲制度の適正な活用により被害防止に努める。</p>	<p>1 略</p> <p>2 区域 小城市都市公園条例（平成17年小城市条例第159号）により設置された小城公園の区域と同公園に隣接する宗教法人岡山神社の区域を合わせた区域</p> <p>3 存続期間 平成30年11月1日から平成40年10月31日まで</p> <p>4 保護に関する指針 (1)・(2) 略 (3) 鳥獣保護区の管理方針 区域界の主な場所に、<u>鳥獣保護区であることを周知するため、標識を設置するとともに、県担当職員や鳥獣保護管理員が随時巡視する等して区域の管理に当たる。</u> また、野生鳥獣による農林作物等被害が発生した場合には、<u>鳥獣保護管理事業計画又は第2種特定鳥獣管理計画に基づく有害鳥獣捕獲制度の適正な活用により被害防止に努める。</u></p>